ベネズエラ情勢（内政・外交：平成２８年４月）

１　内政

1. 大統領罷免国民投票関連

・８日（金），ルセナ全国選挙評議会（ＣＮＥ）委員長は，野党側の申請は，大統領罷免国民投票のプロセスを開始するための要件を満たしていないと述べた。

・１２日（火），野党連合ＭＵＤは，ＣＮＥに対し，大統領罷免国民投票のプロセスを開始するため２，０４０通の署名を提出。国民投票のプロセスは，まず有権者の１％の署名を集めなければならず，ＣＮＥに署名集めのためのフォーマットの提出を改めて要求。

・１６日（土），野党連合ＭＵＤは，全国各地において，大統領罷免のための国民投票についての説明と署名集めのための市民集会を開催。

・１９日（火），野党連合ＭＵＤは全国各地に於いて，大統領罷免国民投票に向け市民集会を実施。

・２０日（水），大統領罷免国民投票法案は国会の第二審議を通過。なお，現行の大統領罷免のための国民投票プロセスは，２００７年にＣＮＥが定めた規則が有効だが，国会は右規則を変えるための法案を制定。

・２１日（木），野党連合ＭＵＤの国会議員７名（正義第一党）が， ＣＮＥ本部建物に乗り込み，「人間の鎖」による抗議活動を実施。大統領罷免国民投票実施の為の署名フォーマットの提出を同評議会に要求。最終的に，治安当局により，議員は建物内から排除された。

・２４日（日），ＣＮＥは，コミュニケを発表し，不法に不逮捕特権を利用し暴力沙汰を働いている国会議員に対し，法的措置を検討している旨発表。

・２６日（火），ＣＮＥが，大統領罷免国民投票のプロセスを開始するための，署名フォーマットを野党連合ＭＵＤに手交。２７日（水）から，野党側は署名集めを開始。同日予定されていた，野党主催によるＣＮＥへの抗議デモは中止。

・２９日（金），マドゥーロ大統領は，大統領罷免国民投票プロセスに必要な署名の確認作業を行う委員会の設置を発表。委員長は，ホルヘ・ロドリゲス・リベルタドール市長とした。

・２９日（金），アルプ国会議長，カプリレス・ミランダ州知事等野党指導者が，ロペス大衆意志党党首が収監されている，ラモ・ベルデ刑務所を訪問し，大統領罷免国民投票のロペス氏の署名を取り付けにいったが，事前に許可申請を行っていたものの，国家警備軍に面会を阻まれた。ただし，ロペス氏の母は，面会を許され，同氏の署名を取り付けた。

1. 電力不足

・６日（水），マドゥーロ大統領は，３つの新たな節電対策を発表。

1. ショッピングモール・ホテル等大口需要者に対し，自家発電機の使用時間を９時間に延

長②基幹産業に対し，自家発電機の使用時間を設定し，２０％の節電を指示③公的機関については４月～５月の全ての金曜日を休業とする。

・１４日（木），マドゥーロ大統領は，電力節減のため，１８日（月）を公的機関及び教育機関の休日とする旨発表。また，５月１日より，標準時を変更する旨発表。

・１５日（金），アレアサ社会問題担当副大統領は，ベネズエラの標準時の変更措置は，エル・ニーニョ現象による降雨不足が解消されるまでと発言。１８日（月）付の官報にて，５月１日，午前２時３０分より，ベネズエラの標準時の変更（ＧＭＴ－４．５時間→ＧＭＴ―４．０時間）を正式に発表。

・２１日（木），モッタ電力大臣は，国内の住宅地に対する計画停電を発表し２５日(月)より適用を開始するとした。適用期間については，４０日若しくはグリ水力発電所の水位が回復するまでとし，適用時間は，０時～４時，４時～８時，８～１２時，１２時～１６時，１６時～２０時の輪番制とした。但し，大カラカス首都区は，計画停電の対象外となるも今後の状況により適用の可能性あり（バルガス州，ヌエバ・エスパルタ州，デルタ・アマクロ州，アマゾナス州も対象外）。

・２６日（火），マドゥーロ大統領は，エル・ニーニョ現象による，ベネズエラの電力危機について，国連に科学的・技術的支援を求める考えを明らかにした。

・２６日（火），イストゥリス副大統領が，電力消費を抑制するため，公的機関は，既に実施されている金曜日に加え，水曜日，木曜日を休みとすると発表。適用期間は４月２７日～５月１３日，食糧関連企業，銀行，医療機関，ＳＥＮＩＡＴ等は対象外。

・２９日（金），トレアルバＭＵＤ事務局長は，電力公社（ＣＯＲＰＯＥＬＥＣ）本部近くで，電力不足・供給制限への抗議活動中，何者かに襲撃された。

1. 恩赦法関連

・６日（水），パドリーノ国防相は，恩赦法は，無処罰を促進するもので，平和に対する脅威であると述べた。

・７日（木），マドゥーロ大統領は，国会を通過した恩赦法を最高裁憲法法廷に合憲性の判断を求めるために送付。また，同大統領は，イストゥリス副大統領に対し，２００２年のクーデターから始まり２０１４年の反政府デモによる被害者等の実態を明らかにするための真実・正義委員会の設置を指示した。

・７日（木），国会周辺のセントロ地区にて，政府与党支持者による恩赦法反対のデモが実施された。

・１１日（月），最高裁憲法法廷は，７人の判事の全会一致にて，２９日国会で可決された恩赦法を違憲と宣言した。

・１２日（火），国会は野党の賛成多数を以て，恩赦法にかかる最高裁の違憲判決を拒絶する決議を可決。

・１２日（火），真実・正義委員会の結成式がマドゥーロ大統領およびサンペールＵＮＡＳＵＲ事務局長出席の下行われた。同式典に，野党側は参加をしなかった。

・２５日（月），真実・正義委員会の第一回総会が開催された。但し野党側，カトリック教会は不参加。

1. 大統領の任期短縮等の為の憲法改正案

・２０日（水），大統領の任期短縮等のための憲法修正条項案は第一審理を通過し，第二審理に付された。

・２５日（月），最高裁は，国会にて審議中の大統領任期短縮等のための，憲法改正案は，法の不遡及の原則により，任期短縮案は現大統領には適用できない旨の判決を発出。

1. 国会審議

・７日（木），国会は第２審理において，最高裁組織基本法の一部改正案を野党の賛成多数で可決し，大統領の承認に付した。

・７日（木），国会は，第２審理において，住宅ミッションの住居者に所有権を与えるための法案を可決し，大統領の承認に付した。

・２１日（木），国会は，退職者及び年金受給者の為の食糧・医薬品の手当法案を公布した。一方，２２日（金）, 最高裁は１４日，大統領から同法案を受領し，合憲性の判断を行っている途中であるとした。規則上，最高裁は，受領から１５日以内に合憲性を判断しなければならないとなっている。２８日（木）付判決で，最高裁は，３月３０日に国会にて可決され，翌月２２日に国会により公布された，年金受給者向け食糧・医薬品の手当法案は合憲ではあるが，財政的裏付けがないとして，無効であるとした。

・２８日（木），野党が多数を占める国会は，マルコ・トーレス食糧大臣に対する不信任案を可決。憲法上の規定により，同大臣は辞任しなければならないが，これに対し，マドゥーロ大統領は，同不信任案は不法・無効であり，同大臣を辞任させない旨発表。

（６）国軍関連の動き

・１３日（水），ワシントン・ポストが，近隣国がベネズエラ情勢に介入すべきとの社説を発表。それに対し，マドゥーロ大統領は，国軍に対し，外国勢力の介入があるかもしれないとして，防衛計画を改定するよう指示した。

・２４日（日），パドリーノ国防相は，国軍は，憲法を遵守し，民主主義の機構制度の守護者であると発言し，２００２年のクーデター発生時とは異なり，国軍にクーデター体質はなく，一部勢力が，軍を巻き込み，クーデターを企てようとしても決して成功しないだろうと述べた。

・２７日（水），カベージョ国会議員（前国会議長）は，ガルシア・プラサ将軍（マドゥーロ政権において食糧大臣，空輸海運大臣，経済防衛担当長官等を歴任）による国家不安定化の企てがあったと告発。

（７）経済・社会対策等

・１６日（土），マドゥーロ大統領は，同日１３周年を迎えた社会ミッション「ミッション・バリオ・デントロ」のこれまでの成果を発表し，同ミッションへの医師の増加と設備の増強も発表。

・２９日（金），メリダの観光ロープ―ウェイ「ムクンバリ」の開業式典が実施された。

・３０日（土），マドゥーロ大統領は，５月１日より，月額最低賃金（Bs.１１，５７６→Bs.１５,０５１）及び食糧チケット（→Bs.１８,５８５）の引き上げを発表。

・３０日（土），住宅建設ミッション開始五周年を迎えた。

（８）閣僚人事

・１１日（月），マドゥーロ大統領は，基礎・戦略・社会主義産業省を創設し，エコノミストのフアン・アリアス氏（全国経済生産性審議会委員）を同省大臣に就任させる旨発表した。

２　外交

1. バチカン・ベネズエラ関係

・４日（月），ジョルダーノ当地バチカン大使は，フランシスコ・ローマ法王は，ベネズエラ訪問の準備ができているが，訪問実現には，ベネズエラ側からの招待が必要である旨発言。

・５日（火），政治囚の家族が，当地バチカン大使に対し，フランシスコ法王に政治囚の釈放に向け仲裁を求める要望書を提出。

・１４日（木），ロドリゲス外相は，ジョルダーノ・バチカン大使と会談。

・１８日（月），イストゥリス副大統領は，ジョルダーノ・バチカン大使とベネズエラの平和について話し合うため会談。

・２２日（金），ベネズエラカトリック中央協議会のパドロン会長は，イストゥリス副大統領と会談し，カトリック教会が，対話の仲介者になる意図を表明。

・２７日（水），パドロン・ベネズエラカトリック中央協議会会長は，恩赦法は国民の求めであると発言。また，政府に対し，国会の自治権の尊重及び国民の声に耳を傾けるよう要求。

・２８日（木），フランシスコ・ローマ法王は，ベネズエラ情勢に関心があり，政治・社会・経済問題は平和裏に解決されるよう希求している旨発言。なお，報道によると，昨今，フランシスコ法王は，ベネズエラの深刻な状況に関し，マドゥーロ大統領に親書を送付した模様。内容は明らかにされていない。

（２）米・ベネズエラ関係

・６日（水），ジェイコブソン西半球担当米国務次官補は，収監中のレオポルド・ロペス大衆意志党のリリアン・ティントリ夫人と会談し，ベネズエラ政府に対し，全ての政治囚を釈放するように要求。

・７日（木），ロドリゲス外相は，自身のツイッターにおいて，国連憲章及び国際法の原則に則り，米国が歴史的な傲慢な態度を改め，ベネズエラを尊重するように求める３月２４日付ケリー米国務長官宛の書簡を公開した。

・８日（金），トナー米国務省副報道官は，ベネズエラ政府に対し，政治囚を釈放するよう求める声明を発表。

・１３日（水），米国国務省は，世界の国々の人権状況に関する２０１５年版の報告書を発表し，その中でベネズエラの拷問，非人道的な扱い等を指摘した。

・１７日（日），ケリー米国国務大臣は，ＣＮＮのインタビューにおいて，ベネズエラの状況は行き詰まりを見せており，マドゥーロ大統領は，国民の意思を無視していると発言。それに対し，１８日（月）ベネズエラ外務省は，米国は，ベネズエラへの介入へ固執しており，国際法の原則を侵害している旨のコミュニケを発出。

・２４日（日），ケリー米国国務大臣は，ベネズエラへの米州民主主義憲章の適用を支持する旨発言。

・２９日（金），米国上院本会議は，ベネズエラの政府高官７名への制裁処置を２０１９年まで延長する法案を可決。

・２９日（金）,ベネズエラ外務省はコミュニケを発表し,米国上院による,ベネズエラへの制裁措置の２０１９年までの延長案の可決を,一方的,非合法的,域外適用措置と評価し,国際法および国連憲章の原則を踏みにじるものと非難。

・２９日（金），ジェイコブソン米国務省西半球担当次官補は，ワシントン訪問中の野党連合ＭＵＤ所属の６名の国会議員と会談し，ベネズエラの問題を解決するためには対話が必要であるとの見解を共有。

（３）ＯＡＳベネズエラ関係

・４日（月），ワシントンにおいて，ベネズエラの人権状況に関する米州人権委員会の公聴会が開催された。アルバレス・ベネズエラＯＡＳ代表部大使は，ベネズエラに人道危機は存在せず，他に深刻な人道危機を抱えている国がある中で，ベネズエラの人道危機を取り扱うのは，無責任であると主張。また，全国人権審議会のダボエ事務局長は，昨今，国会にて承認された恩赦法は，ベネズエラの人権保障を脅かすと主張。同委員会のベネズエラ担当の報告者のエギグレン氏は，ベネズエラが，米州人権裁判所のシステムに復帰するように促した。その他，ベネズエラの人権ＮＧＯ(Human Rights WatchやEspacio Publico，Observatorio Venezolano de Conflictividad Social)等が，ベネズエラの人権状況について意見を述べた。

・５日（火），アルマグロＯＡＳ事務総長は，ベネズエラ国会において可決された恩赦法に，マドゥーロ大統領が直ちに署名するように要求。同日，ロドリゲス外相は同事務総長の発言は，事務総長としての権限を越えた内政干渉であると非難。

・１０日（日），アルマグロＯＡＳ事務総長は，ドミニカ共和国において開催された米州報道協会（SIP）総会において，マドゥーロ大統領は，政治囚に対し恩赦を与えるべきであると発言。

・１７日（日），ロドリゲス外相は，ＴＶインタビューにて，米国防省が，反ベネズエラのオペレーションを指揮しており，アルマグロＯＡＳ事務総長は，米国政府の諜報要員でありベネズエラの敵である旨発言。

・２０日（水），ベネズエラＯＡＳ代表部は，アルマグロＯＡＳ事務総長に対し，ベネズエラへ米州民主主義憲章を発動するようなことがあれば，同事務総長の解任を要求することになる旨警告。アルバレス同代表部大使は，「米州民主主義憲章を発動させようとするアルマグロ事務総長の行動は，国家の自治と主権を侵害し，政府を無視するものであり，受け入れられない。」旨のコミュニケを発出。

・２８日（木），ワシントン訪問中のフロリド国会外交委員会委員長等ＭＵＤ所属の国会議員は，ＯＡＳ本部を訪問し，アルマグロ事務総長と会談。大統領罷免国民投票プロセスやベネズエラへの米州民主主義憲章の適用について話し合われた。

（４）スペイン・ベネズエラ関係

・８日（金），ベネズエラ外務省は，ラホイ・スペイン首相を非難するコミュニケを発出。その中で，同首相は，ベネズエラ政府の打倒を意図するベネズエラの右翼分子を支援しているとし，ベネズエラを尊重するように求めた。なお，スペイン外務省は，マドゥーロ大統領によるラホイ首相に対する一連の侮辱発言（人種差別主義者，腐敗した植民地主義者のゴミ）を受け，在スペイン・ベネズエラ大使を外務省に招致するとともに，在ベネズエラ・スペイン大使の召還を決定。

・１３日（水），マルガージョ・スペイン外相及びシルバ・ポルトガル外相は，ベネズエラの最高裁の恩赦法違憲判決等に対し，懸念を表明した。

・１９日（火），スペインのマルガージョ外相は，ベネズエラ国会で可決された恩赦法は国際法に定められた基準を満たしているとして，同法案を支持する旨表明。また，ベネズエラの経済危機については，食料や医薬品をスペインが供与する用意がある旨発言。

・２６日（火），スペインのマルガージョ外相は，アゼルバイジャンのバクーにおいて，ベネズエラにおける政治囚の釈放が実施されたならば，召還中の在ベネズエラ・スペイン大使をすぐさまベネズエラに帰任させる旨発言。

・２７日（水），スペイン下院は，ベネズエラ政府に対して，政治囚の釈放を求める発議を可決。

（５）国際機関等のベネズエラ情勢に関する発言

・ＵＮＡＳＵＲ（３月３０日付），メルコスール（３月３０日付），ＣＥＬＡＣ（４月１日付）は，米国によるベネズエラに対する国家緊急事態宣言の延長を非難するコミュニケを発出。

・２日（土），ＵＮＡＳＵＲのサンペール事務局長は，恩赦法の成立を受け，ベネズエラ国内での対話を呼びかけた。

・１２日（火），シャムダサニ国連人権高等弁務官報道官が，恩赦法にかかる最高裁の違憲判決に失望したと発表。同日，ロドリゲス外相は，アル・フセイン国連人権高等弁務官が，違憲判決を下された恩赦法を擁護することは，同氏の高等弁務官としての在任中の最悪の過ちだと反論。

・１４日（木），ラガルドＩＭＦ専務理事は，ワシントンに於いて，ベネズエラの経済状況は悲惨である旨発言。それに対し，ロドリゲス外相は，同専務理事は，米国の介入主義の台本に従い，ベネズエラの社会政策の成果を無視していると反論。

・１６日（土），ラウル・カストロ全国革命評議会議長は，第七回キューバ共産党大会において，米国によるベネズエラを孤立させるいかなる企ても許容しないと発言。

1. その他外交

・１日（金），サント・ドミンゴにおいてＣＥＬＡＣ外相会合が開始。当国からは，ロドリゲス外相が出席。

・４日（月），マドゥーロ大統領は，コレイラ・ギニア・ビサウ首相と会談した。同大統領は，両国間の友好関係を強調し，帝国主義を打倒すためには，自由と主権を追求していく国々の連帯が必要不可欠であるとした。また，同首相は，シルバ同国外相とともに，ロドリゲス外相とも会談し，医療，教育，農業，エネルギー，通信，防衛分野の両国間協定に署名。

・１６日(土)，ロドリゲス外相，デル・ピノＰＤＶＳＡ総裁，ペレス経済担当副大統領等は，イランを訪問し，イラン政府高官と会談した。同外相は両国の既存共同プロジェクトを経済アジェンダにおける１５番目の重点産業分野へ加えると発言。

・１７日（日），１６日（土）に，エクアドルで発生した地震を受け，ベネズエラ政府は，エクアドルへ，救助チームを派遣。

・１７日（日），カタールのドーハに於いて，ＯＰＥＣ非ＯＰＥＣ産油国会合が開かれたが，増産凍結等の合意に至らなかった。１８日（月），デル・ピノ石油鉱業大臣兼ＰＤＶＳＡ総裁は増産凍結に至らなかったのは，サウジアラビアの責任及び米国の圧力であるとして非難。

・２０日（水），マドゥーロ大統領は，モラレス・ボリビア大統領とマイケティア空港にて会談。

・２２日（金），ロドリゲス外相はＮＹを訪問し，気候変動に関するパリ協定の署名式に出席。

・２３日（土），ベネズエラは，エクアドルのキトで開催されたＵＮＡＳＵＲの外相会合（ベネズエラからは，ロドリゲス外相が参加）に於いて，ウルグアイから，議長国を引き継いだ（任期は１年）。

（７）野党関係者の外遊（訪米以外）

・７日（木），国会の外交委員会のフロリド委員長は，ルイス・マシュー・メキシコ外相と会談。同外相は，ベネズエラの情勢を逐一注視しているとし，全ての当事者に，対話と法の尊重を求めることが相違点の解消への唯一の道であると述べた。

・１１日（月），ジュネーブにおいて，ティントリ・ロペス大衆意志党党首夫人が,フセイン国連人権高等弁務官と会談。同会談には，フロリド国会外交委員会委員長及びソロルサノ議員等が同席し，政治囚の置かれている劣悪な環境等を説明。（了）